

令和3年1月14日
(2021年)

保護者の皆様へ

吹田市教育委員会

緊急事態宣言発令時における市立小・中学校の教育活動について

平素より、本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、大阪府域に、本日1月14日(木)より2月7日(日)までの期間、緊急事態宣言が発令されました。この発令を受け、本市におきましては、本市の感染状況を踏まえ、下記のとおり対応いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症につきましては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び、提供できる情報が入った場合はお知らせいたします。趣旨をご理解のうえ、ご協力の程、よろしく願いいたします。

記

- 1 教育活動は、感染防止対策を徹底したうえで、通常どおり実施します。
- 2 給食は通常どおり提供します。
- 3 長時間、密集又は近距離で対面形式となる、感染リスクの高い教科活動等を行いません。
- 4 宿泊行事・学校行事については、原則、中止または延期とします。
- 5 課外クラブ・部活動については、原則、活動を中止します。

ご家庭におかれましても、改めて以下のご対応をお願いいたします。

- (1) お子様の心身の状況に合わせて、無理なく登校させてください。登校に不安がある場合は、ご遠慮なく学校にご相談ください。
- (2) 登校前に検温し、健康状態が良好であることを確認したうえで、マスクを着用して登校させてください。
- (3) 登下校時にも密集を避け、登校後や帰宅時のこまめな手洗いを促してください。